

紀ノ国屋メンバーズカード会員規約

第1条（会 員）

会員とは、本規約を承認のうえ、株式会社紀ノ国屋（以下紀ノ国屋という）に入会の申込みをされ、紀ノ国屋が入会を認めた方をいいます。

第2条（カードの発行）

- (1)紀ノ国屋は会員に対し、紀ノ国屋メンバーズカード（以下カードという）を貸与いたします。
- (2)会員は善良なる管理者の注意をもって、使用保管していただきます。
- (3)カードは、カードに署名した会員本人のみが利用できるものとし、他人に貸与、譲渡し、または、質入れ等担保に提供することはできません。
- (4)カードは、会員が退会もしくは会員の資格が取り消されるまで有効とします。

第3条（年会費）

会員は、紀ノ国屋に対し、初年度は入会の申込み時、次年度より自動振替にて毎年所定の期日に、所定の年会費を支払うものとし、なお、年会費は理由のいかんを問わずお返ししないものとし、

第4条（カードの利用）

- (1)カードは、紀ノ国屋の店舗（一部店舗を除く）および紀ノ国屋の指定する店舗・諸施設（以下加盟店という）で商品の購入、役務その他のサービス（以下商品等という）にご利用いただけます。ただし、紀ノ国屋および加盟店が特に定める商品等については、利用できない場合があります。
- (2)カードはご利用のつど必ずご呈示していただき、「現金払い」または「翌月一回払い」のいずれかを選択していただきます。
- (3)会員は、紀ノ国屋が行う通信販売・電話予約販売等のサービスを受ける場合は、原則としてカードの呈示は必要ありません。ただし、紀ノ国屋が必要と認めた場合には、紀ノ国屋が指定する方法により、署名・捺印または会員番号の申出を求められます。
- (4)会員は、加盟店でのカードの利用による代金を、紀ノ国屋が会員にかわり加盟店に支払うことを、あら

じめ承認するものとします。

- (5)カードの利用はお申込みの内容、お支払実績等によりそのご利用額を制限もしくはお断りする場合があります。

第5条（カードのクレジット利用限度額）

- (1)カードによるクレジット利用限度額は紀ノ国屋で決めさせていただきます。また、この利用限度額は、紀ノ国屋が必要と認めた場合には増減できるものとします。
- (2)ここでいうクレジット利用限度額は、商品等に対する「翌月一回払い」のカード利用代金（以下カード利用代金という）の未決済分すべてを含むものとし、
- (3)クレジット利用限度額を超えるカードの利用は紀ノ国屋が特に認めた場合を除いてはできません。

第6条（カード利用代金のお支払い）

- (1)カード利用代金のお支払いは、毎月末日に締切り、自動振替にて、翌月27日（当日が金融機関の休日の場合は翌営業日）にお支払いいただきます。
- (2)万一、(1)の支払日に自動振替ができない場合は、別途紀ノ国屋が定める方法によりお支払いいただきます。

第7条（遅延損害金）

会員がカード利用代金の支払いを遅滞したときは、支払い期日の翌日から完済の日まで、または第12条(3)により期限の利益を喪失した場合は期限の利益を喪失した日の翌日から完済の日まで、それぞれのカード利用代金に商事法定利率（年6.0%）を乗じた遅延損害金を付加してお支払いいただきます。

第8条（紀ノ国屋および加盟店との紛議<トラブル>、支払い停止の抗弁<支払いを拒める権利>）

- (1)会員は、次の各項のいずれかに該当する事由がある時は、その事由が解消されるまでの間、当該事由にかかわる商品等について、紀ノ国屋に対して支払いを停止する（拒む）ことができます。ただし、紀ノ国屋および加盟店と会員は、紛議の解決に向かって善意をもって努力することとし、その

事由が解消された場合にはカード利用代金を遅滞なくお支払いいただきます。

- ①商品 を 全く引き渡してくれないとき。
 - ②商品 を 一部しか引き渡してくれないとき。
 - ③商品 に 欠陥（瑕疵）があるのに対応してくれないとき。
- (2)前記(1)に基づいて、支払いを停止する（拒む）時は、会員は紀ノ国屋所定の書面で申し出てください。

第9条（紛失・盗難カードの第三者による不正使用の場合）

- (1)会員は、カードを紛失し、または盗難にあった場合には、直ちに次のことを行なって下さい。
 - ①紀ノ国屋への電話連絡
 - ②最寄りの警察署または交番への届出
 - ③警察への届出番号を紀ノ国屋へ書面で通知
- (2)もし、前記(1)をしないで放置し、他人に不正使用された場合には、会員がその支払いをしなければなりません。
- (3)紀ノ国屋が紛失・盗難の連絡を受理した日より60日前までに発生した損害については、次のいずれかに該当しないかぎり、紀ノ国屋が補償いたします。ただし、その補償する金額は50万までとさせていただきます。
 - ①第2条(2)、(3)に違反したことによる場合、その他会員が本規約に違反している状況において紛失・盗難が生じた場合。
 - ②会員の家族、同居人、留守人等会員の関係者によって使用された場合。
 - ③戦争や天災等著しい社会秩序の混乱に乗じて紛失・盗難が生じた場合。
 - ④損害の発生時に年会費が未納の場合。

第10条（カードの再発行）

カードの再発行は、会員の申し出に対し、紀ノ国屋が再審査の上適当と認めた場合に行います。この場合、新たに所定の年会費をお支払いいただきます。

第11条（届出事項の変更）

- (1)会員が氏名、住所・勤務先を変更された場合は、遅滞なく紀ノ国屋にお届けください。万一、届出がな

いために、紀ノ国屋から送付する通知書、書類その他のものが到着しない場合は、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなすことに異議ないものとしします。

(2)代金支払口座の変更を希望の場合には、事前に申し出て紀ノ国屋の承認を必要とします。

第12条（退会・会員資格の取り消し・期限の利益喪失・カード利用の一時停止等）

(1)退会

会員は紀ノ国屋あて所定の退会届を提出することにより、いつでも退会することができます。

(2)会員資格の取り消し

会員が次の各項のいずれかに該当したときは、紀ノ国屋は会員資格の取り消しをすることがあります。

①会員が入会の時に、会員の信用状態を判断するのに必要な事項について虚偽の申告をしたとき。

②本規約のいずれかに違反した場合。

③会員がカードの利用によって発生させた、紀ノ国屋に対する支払い金を第6条(1)に定められた期限までに支払わず、かつ紀ノ国屋から改めて20日以上の猶予期間を定めた文書または書面でその支払いを催促されたのにその猶予期間内にもその支払いをしなかったとき。

④会員の信用状態の判断にかかわる事情について、重大な変化が生じたとき。なお、例としてつぎのような事情があるときには、ここでいう重大な変化に当たると判断されることがあります。

(イ)会員が紀ノ国屋に対し、支払いの延滞及び債務不履行のおそれあるいはその事実が生じたとき。

(ロ)会員について、破産などの手続きが開始され、または会員が差押え、仮差押え、銀行取引停止などの措置を受けたとき。

(ハ)会員が、自己のカードを利用して購入した商品を、代金完済前に第三者に売却したとき。

(ニ)会員が自己のカードを第三者に貸与、譲渡、質入れ等をしたとき。

(ホ)第11条(1)に定める変更があった場合に、すみやかに届け出なかったとき。

⑤第3条に定める年会費の支払いがなされていない場合。

(3)期限の利益の喪失(残代金支払日の繰上げ)

会員が次の各項のいずれかに該当したときは、カードをただちに紀ノ国屋に返却し、第6条(1)に定める支払い期限にかかわらず、ただちにカード利用代金等債務の全額を紀ノ国屋にお支払いいただきます。

①前記(1)または(2)の場合。

②本規約に違反した状態でカードが利用された場合。

③その他入会の申込みの際して虚偽の申告があった場合。

(4)カードの利用の一時停止

会員が次の各項のいずれかに該当したときは、会員のカードの利用を一時停止することがあります。

①前記(2)に定める事由があるとき、またはそれらの事実があることを推定させる有力な事情があるとき。

②会員が、カードの利用によって発生させた支払い金を、第6条(1)に定める期限までに支払わないとき。

(5)処分理由の通知・説明

会員が紀ノ国屋によって、会員資格の取り消し、または利用の一時停止の処分を受けたときは、会員はその処分の理由を紀ノ国屋まで尋ねることができます。この場合紀ノ国屋は、本人であることを、健康保険証、運転免許証、パスポート、印鑑証明書などで確認のうえ、処分の理由をお知らせします。

第13条（裁判管轄〈合意管轄〉）

この規約について紛争が生じた場合、会員及び紀ノ国屋が訴えを起すときは紀ノ国屋の本店所在地を管轄する地方裁判所もしくは簡易裁判所を、管轄裁判所〈訴えを受け付ける裁判所〉とすることに同意いたします。

第14条（DM、宣伝物の発送）

紀ノ国屋または加盟店から会員に対し、特別の申し出がない限り、請求書以外の新商品、セールのご案内等の印刷物を発送することを、予め承諾いただきます。

第15条（規約の変更）

本規約を変更または改定した場合は、あらかじめ会員にその旨を通知または告知することによって、変更事項を承認されたものとしします。

第16条（業務代行）

カード利用代金および次年度以降の年会費の支払方法に関しては、会員の指定預金口座から自動振替の方法により、収納代行会社三菱UFJファクター株式会社（旧ダイヤモンドファクター株式会社以下「三菱UFJファクター」という）を通じて紀ノ国屋にお支払いいただきます。この場合三菱UFJファクターへの入金のときを紀ノ国屋へのお支払いのときといたします。なお、振替処理は三菱UFJファクター名義で行われ、預金通帳には「DF、キノクニヤ」、「ミツビシUFJファクター」または「コウザフリカエ」等の名称で表記されることをあらかじめご了承ください。ただし、紀ノ国屋が他の支払方法を定めた場合にはこの限りではありません。

第17条（費用負担）

会員の債務の支払いが遅滞した場合の支払いに関する一切の費用は、すべて会員が負担するものとしします。

第18条（お問合せ・ご相談窓口）

カードについてのお問合せ・ご相談は下記を窓口とします。

株式会社 紀ノ国屋

メンバーズカード係

〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町3-7-3

TEL 03-3409-1446

個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意条項

第1条（個人情報の収集・保有・利用・預託）

(1)会員（申込者。以下同じ）は本契約（本申込を含む。以下同じ）を含む株式会社紀ノ国屋（以下当社という）との取引の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じた上で収集・利用することに同意します。

- ①所定の申込書に会員が記載した氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、住居状況及び会員が当社に届出た事項
- ②本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数
- ③本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況
- ④本契約に関する会員の支払能力を調査するためまたは支払途上における支払能力を調査するため、会員が申告した会員の資産、負債、収入、支出、当社が収集したクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況
- ⑤「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」に基づき、会員の運転免許証、パスポート等によって本人確認を行った際に収集した情報
- ⑥本申込に関する与信後の管理のため、当社が必要と認めて取得した会員等の住民票等に記載された情報
- ⑦官報や電話帳等一般に公開されている情報

(2)当社が当社の事務（コンピュータ事務・代金決裁事務及びこれらに付随する事務等）を第三者に委託する場合に、当社が個人情報の保護を講じた上で、(1)により収集した個人情報を当該業務委託先に預託することがあります。

第2条（個人情報の利用）

(1)会員は、当社が以下の目的のために第1条(1)①②の個人情報を利用することに同意します。

- ①当社の新商品のご案内、セールのご案内の送付などの営業活動のために利用する場合
- ②当社のマーケティング活動・商品開発のために利用する場合
- ③当社以外の宣伝物・印刷物の送付等を外部から受託し行うために利用する場合

第3条（個人信用情報機関への登録・利用）

- (1)会員の支払能力の調査のために、当社が加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、会員の個人情報が登録されている場合には、それを利用することに同意します。
- (2)会員の本人契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、当社の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、当社が加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、会員の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

登録情報	登録の期間
①本契約に関わる申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月を超えない期間
②本契約に関わる客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年を超えない期間
③債務の支払いを遅延した事実	契約期間中及び契約終了日から5年を超えない期間

- (3)当社が加盟する個人信用情報機関の名称、住所、問合せ電話番号は以下のとおりです。
また本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

名称：(株)シー・アイ・シー（C I C）
所在地：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7
新宿ファーストウエスト15階
電話：フリーダイヤル 0120-810-414

名称：(株)シーシーピー
所在地：〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1
セントラルプラザ7F
電話：フリーコール 0120-4400-29

- (4)当社が加盟する個人信用情報機関が提携する個人信用情報機関は、以下のとおりです。

当該個人信用情報機関の連絡先は、以下の個人信用情報機関名の末尾カッコ内記載の当社が加盟する個人信用情報機関です。

名称：全国銀行個人信用情報センター
（C I C提携先）

所在地：〒100-8216 東京都千代田区丸の内
1-3-1 銀行会館

名称：全国信用情報センター連合会加盟の個人信用情報機関（C I C提携先）

所在地：〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町
41-1

（全国信用情報センター連合会 事務局）

- (5)上記(3)に記載されている個人信用情報機関の登録する情報は、氏名・生年月日・住所・電話番号・契約の種類・契約日・商品名・契約額・支払回数・利用残高・月々の支払状況の情報となります。

第4条（個人情報の提供）

会員は、当社が各種法令の規定により公的機関等からの個人情報の提出を求められた場合、およびそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合、公的機関等に個人情報を提供することに同意します。

第5条（個人情報の開示・訂正・削除）

(1)会員は、当社および第3条で記載する個人信用情報機関等に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

- ①当社が保有する自己に関する個人情報の開示を求める場合には、第8条記載の窓口ご連絡してください。

②個人信用情報機関が保有する自己に関する個人情報の開示を求める場合には、第3条(3)記載の個人信用情報機関に連絡してください。

③第3条(4)で記載する当社が加盟する個人信用情報機関の提携する個人信用情報機関が保有する自己に関する個人情報の開示を求める場合には、第3条(3)記載の当社が加盟する個人信用情報機関に連絡してください。

(2)万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第6条（本同意条項に不同意の場合）

当社は会員が本契約の必要な記載事項(申込書表面で会員が記載すべき事項)の記載を希望しない場合および本同意条項の全部または一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。ただし、本同意条項第2条のみに同意しない場合でも、これを理由に当社が契約をお断りすることはありません。

第7条（利用中止の申出）

本同意条項第2条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用を中止する措置をとります。

第8条（問合せ窓口）

個人情報の開示・訂正・削除の会員の個人情報に関するお問合せや、利用の中止の申出等に関しましては下記を窓口とします。

㈱紀ノ国屋 メンバーズカード係

〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町3-7-3

TEL 03-3409-1446

第9条（本契約が不成立の場合）

本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第1条及び第3条(2)①に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。